

財団法人助成財団センター

最初の評議員選定委員会 資料

日時：平成21年3月13日（金）午後3時より午後5時
場所：助成財団センター 会議室

説明事項

最初の評議員選定委員会の開催に関する事項

審議事項

第1号議案 「議長選出の件」

第2号議案 「最初の評議員選任の件」

平成21年3月13日

財団法人助成財団センター

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員8名以上14名以内を置く。

(選任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律179条から195条の規定に従い、評議員会においておこなう。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の $\frac{3}{1}$ を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の $\frac{3}{1}$ を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は、認可法人（特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届けなけ

ればならない。

(権限)

第 16 条 評議員は、評議員会を構成し、第 20 条に規定する事項の決議に参画するほか、法令の定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第 17 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 14 条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 18 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第 2 節 評議員会

(構成)

第 19 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 20 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬並びに費用等に関する規程

(3) 理事及び監事の報酬の額

(4) 評議員に対する報酬並びに費用等の支給の基準

(5) 各事業年度の事業計画及び予算の承認

(6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(7) 定款の変更

(8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(9) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(10) 基本財産の処分又は除外の承認

(11) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(12) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 23 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内の 5 月又は 6 月に開催する。

3 臨時評議員会は、年 1 回は 3 月に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 23 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 24 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中からその都度互選する。

(定足数)

第 25 条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 26 条 評議員会の決議は、一般社団法人法及び一般財団法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及び定款に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 27 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意

思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 28 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 30 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

最初の評議員候補者名簿

(敬称略、 印を除く 13 名は現評議員、五十音順)

候補者氏名 生年月日	最終学歴 (現住所)	職業等	当法人との関係
昭和 20 年 10 月 12 日	大学工学部修士課程卒業 (住 所)	S45 星(株)入社 H6 H11 H16 H18 現在に至る	評議員 H19.4.1 就任